

# 仕様書

## 1. 業務名

縦型ショート動画を活用した県産品プロモーション等業務委託

## 2. 目的

SNSにおける情報発信については、「縦型ショート動画」の重要性が高まっており、公社においても、特に TikTok 等の縦型ショート動画に特化した媒体運用の必要性が高まっている。この TikTok 等での効果的な運用は、日々変わりゆくプラットフォームの変化に対応したノウハウや技術が必要であり、職員のみで実施することが困難である。このため、食を中心とした商品の発信に関する専門知識や実績を有したコンサルティング事業者と伴走して運用することとし、佐賀県産品の認知度・関心度の向上のため、フォロワー数・リーチ数（再生数）の増加を意識した投稿を行うことを目的とする。

## 3. 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4. 業務内容

本業務委託の内容は、本事業に係る以下の業務とする。

### (1) SNS (TikTok・Instagram 等) の運用・インサイト解析のコンサルティング業務

#### (ア) SNS運用方針の提案

- ・SNSの運用において、公社職員自身が撮影・投稿・検証できる仕組みを作ること。
- ・運用方針については、提案後、公社と協議の上、決定すること。

#### (イ) 毎投稿における縦型ショート動画の企画提案・内容確認

#### (ウ) 投稿インサイトの解析

- ・月ごとの運用状況（総括・各投稿のインサイト等）をレポートとしてまとめること。
- ・レポートをもとに次月以降の運用方針の提案。

#### (エ) 月1回以上の定例会議の実施

- ・詳細な日時については、公社と協議の上、決定すること。

### (2) 縦型ショート動画の研修会の実施

#### (ア) 内容

- ・公社職員を対象とした、縦型ショート動画を作成するための研修会を実施すること。

#### (イ) 研修日程

- ・上半期に実施する。詳細な日時については、公社と協議の上、決定すること。

### (3) TikTokにおける投稿への広告を実施

(ア) より多くのユーザーに佐賀県産品を認知してもらうため、定期的に広告を実施すること。

(イ) 内容・金額・時期については、公社と協議の上、決定すること。

#### 5. 参考目標 (TikTok) 令和6年3月31日時点

- (1) リーチ数 (再生数)      50万
- (2) フォロワー数              3,000人

#### 6. 成果物

##### (1) 実績報告書

成果物として、12ヶ月分の運用状況 (総括・各投稿のインサイト等) のレポートを提出すること。

#### 7. 納品期限

令和6年3月31日 (日)

#### 8. 納入場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1-59 (佐賀県庁新館9階) さが県産品流通デザイン公社

#### 9. 委託料

金3,000,000円 (消費税及び地方消費税10%を含む。) を上限とする。

#### 10. 支払い方法

完了払

#### 11. その他

(1) 委託業務の実施にあつては、事務局と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る事務局からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

(2) 業務遂行にあつては、委託業務を統括し、公社からの指示を受ける窓口として責任者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通を行うこと。

(3) 本業務の実施において発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

(4) 受託者による撮影現場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

(5) 本業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、あらかじめ公社に対して、業務の一部について、再委託する業務の内容及び再委託先を報告し、公社と受託者の協議に

より公社が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

- (6) 受託者は、業務の詳細について、事務局及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (7) 内容等に変更が生じた場合には、事務局および受託者の間において対応を協議する。
- (8) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、事務局と事前に協議し、その承認を得ること。
- (9) 事務局は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (10) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、公社の定める「公益財団法人佐賀県産業振興機構個人情報保護規程」を遵守すること。